

第 6200 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月21日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 国税関係手続きの簡素化

Q : 平成31年度の税制改正で、国税関係手続きが改正になったとか。どのようになったのですか？

A : 次のように簡素化されました。

【解説】

平成31年の税制改正では、納税者の利便性向上を図る観点から、平成31年4月1日以後に提出する一定の申告や届出等について、住民票の写し等の各種書類の添付が不要とされました。提出不要となった主なものは、次のとおりです。

①所得税申告(確定申告及び修正申告)

- ・給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ・オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・配当等とみなされる金額の支払通知書
- ・上場株式配当等の支払通知書
- ・特定口座年間取引報告書
- ・相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類

②相続時精算課税の贈与税の申告書

住民票の写し

③障害者非課税信託申告

住民票の写し

④内国普通法人等の設立届出

定款等の写し以外の書類

⑤収益事業の開始等の届出

定款等の写し・貸借対照表以外の書類



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】